

TX土浦延伸プロモーション事業業務委託仕様書

- 1 委託件名 TX土浦延伸プロモーション事業業務委託
- 2 委託期間 委託契約締結日から令和9年3月15日まで
- 3 発注者 土浦市（担当部署：市長公室政策企画課）
- 4 目的
つくばエクスプレス（TX）土浦延伸に関する事業進捗や将来像、期待される効果等について、PR動画の制作及びSNSや専用ホームページ等を活用した情報発信を行うことで、市民をはじめ広く周知し、地域の機運醸成を図ることを目的とする。
- 5 委託内容
 - (1) 全般
受注者は、上記を目的として、以下の業務を実施すること。
 - ア PR動画の企画・制作
 - イ SNSや専用ホームページ等、各種媒体を活用した情報発信及び機運醸成施策の実施
 - ウ その他、本業務の目的達成に必要な業務また、本仕様書に記載されている業務以外であっても、本業務の目的達成に有効と認められるものについては、発注者と協議の上、業務に含めるものとする。
 - (2) 基本テーマ等
 - 【テーマ】TX土浦延伸で変わる未来
 - 【ターゲット】① 土浦市民を中心とする茨城県南地域住民
 - ② 通勤・通学者
 - ③ 若年層・子育て世代
 - ④ SNS利用者全般
 - (3) PR動画制作
 - ア 動画内容
 - ① TX土浦延伸の概要及び現在の取組状況
 - ② 延伸による期待効果（利便性向上、まちづくり、観光、地域活性化等）
 - ③ 市民が親しみや期待感を持てる内容
 - ④ 将来にわたり継続的に活用可能な内容
 - ⑤ イベント、説明会、SNS等で二次利用可能な内容
 - イ 動画構成
受注者は、発注者と協議の上、構成案、シナリオ、絵コンテ、ナレーション原稿等を作成すること。
 - ウ 動画種類
 - ① メイン動画（10分程度）
 - ② SNS広告用ショート動画（15～60秒程度）
 - エ 映像方式等
 - 【映像方式】HD画質以上、画面アスペクト比16：9を基本とする。
必要に応じ、縦型動画等SNS媒体向け形式へ編集すること。
 - 【音声方式】ステレオ
 - オ 撮影・編集
受注者は、必要な撮影、編集、テロップ挿入、BGM・効果音追加等を行うこと。また、必要に応じて首都圏大都市鉄道等関係機関や出演者との権利関係の調整及び取材交渉を行い、委託者の二次利用について同意を得ること。出演料・使用料を支払う必要がある場合は、委託料の範囲内で行うこと。

(4) 広告宣伝業務

ア 情報発信媒体

受注者は、SNSや専用ホームページ等を活用し、効果的な広告宣伝を実施すること。

活用媒体例：

- ・専用ホームページ
- ・YouTube
- ・Instagram
- ・X
- ・TikTok
- ・Facebook
- ・その他効果的な媒体

イ 業務内容

- ① 情報発信に係る企画提案
- ② 投稿用画像・動画・文章等の制作
- ③ 定期的な情報更新
- ④ 効果的な広告配信及びターゲティング提案
- ⑤ アクセス数、再生数、エンゲージメント等の分析
- ⑥ 効果検証及び改善提案

ウ 運用について

契約期間内において継続的に情報発信を行うこと。また、契約期間終了後においても、発注者が継続的に情報発信できる仕組みとすること。

6 成果品

(1) 動画関係

- ア 完成動画データ (MP4 形式等)
- イ ショート動画データ (MP4 形式等)
- ウ 編集可能な元データ一式

(2) 広告宣伝関係

- ア SNSアカウントや編集可能な専用ホームページ等
- イ 投稿データ及び制作素材一式
- ウ 運用結果報告書 (アクセス解析・広告効果分析資料を含む)

7 納品場所 土浦市市長公室政策企画課 (データに関してはメール等による納品も可とする)

8 著作権等

- (1) 成果品の著作権は全て発注者に帰属すること。ただし、撮影した素材の著作権は受注者に留保する。
- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後についても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について、撮影前に発注者の了承を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については、事前に同意を得ること。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

9 委託料の支払い 完了払いとする。

10 その他

本仕様書は、業務遂行上必要な最低限の定めであり、業務上問題が生じた場合には、速やかに協議し、円滑な業務遂行に努めること。

11 担当者・問合せ先 土浦市市長公室政策企画課 担当：大森 029-826-1111 (内線 2205)